名称	構造及び形式	関係告示	所在地
進藤家住宅主屋	木造平屋建、茅葺、建築面積一二九平方メートル	平成二十三年文部科学省告示第百五十三号	兵庫県朝来市佐嚢字永家一二八六
進藤家住宅便所	木造平屋建、瓦葺、建築面積八平方メートル、渡り廊下付	平成二十三年文部科学省告示第百五十三号	兵庫県朝来市佐嚢字永家一二八六
進藤家住宅新座敷	木造二階建、瓦葺、建築面積七四平方メートル、便所付	平成二十三年文部科学省告示第百五十三号	兵庫県朝来市佐嚢字永家一二八六
進藤家住宅新蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二九平方メートル	平成二十三年文部科学省告示第百五十三号	兵庫県朝来市佐嚢字永家一二八六
進藤家住宅土蔵	土庫造二階建、瓦葺、建築面積三〇平方メートル	平成二十三年文部科学省告示第百五十三号	兵庫県朝来市佐嚢字永家一二八六
進藤家住宅井筒蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二〇メートル	平成二十三年文部科学省告示第百五十三号	兵庫県朝来市佐嚢字永家一二八六
進藤家住宅外蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二九メートル	平成二十三年文部科学省告示第百五十三号	兵庫県朝来市佐嚢字永家一二八六
進藤家住宅表門	木造平屋建、瓦葺、建築面積一七平方メートル	平成二十三年文部科学省告示第百五十三号	兵庫県朝来市佐嚢字永家一二八六
進藤家住宅石垣塀	石造、延長一四七メートル	平成二十三年文部科学省告示第百五十三号	兵庫県朝来市佐嚢字永家一二八六

○文部科学省告示第百二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十九年三月二十三日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十四日

文部科学大臣　林　芳正

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
中村家住宅主屋	木造平屋建、茅葺、建築面積三二一平方メートル	平成十五年文部科学省告示第六十九号	滋賀県東浅井郡びわ町八木浜八〇九
中村家住宅表門	木造、瓦葺、間口五・四メートル	平成十五年文部科学省告示第六十九号	滋賀県東浅井郡びわ町八木浜八〇九
中村家住宅土蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積三〇平方メートル	平成十五年文部科学省告示第六十九号	滋賀県東浅井郡びわ町八木浜八〇九
中村家住宅馬小屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積三九平方メートル	平成十五年文部科学省告示第六十九号	滋賀県東浅井郡びわ町八木浜八〇九

○文部科学省告示第百三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十九年三月二十七日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十四日

文部科学大臣　林　芳正

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
畑田家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積一三八平方メートル	平成十一年文部省告示第百五十六号	大阪府羽曳野市郡戸四七〇
畑田家住宅納屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積五五平方メートル	平成十一年文部省告示第百五十六号	大阪府羽曳野市郡戸四七〇
畑田家住宅庫一	木造平屋建、瓦葺、建築面積二〇平方メートル	平成十一年文部省告示第百五十六号	大阪府羽曳野市郡戸四七〇
畑田家住宅付属屋	木造平屋、瓦葺、建築面積二二平方メートル	平成十一年文部省告示第百五十六号	大阪府羽曳野市郡戸四七〇
畑田家住宅長屋門	木造、瓦葺、建築面積三〇平方メートル	平成十一年文部省告示第百五十六号	大阪府羽曳野市郡戸四七〇
畑田家住宅庫二	木造平屋建、瓦葺、建築面積五九平方メートル	平成十一年文部省告示第百七十三号	大阪府羽曳野市郡戸四七〇
畑田家住宅応接室	木造平屋建、瓦葺、建築面積一七平方メートル	平成二十年文部省告示第二十五号	大阪府羽曳野市郡戸四七〇他
畑田家住宅東塀	木造、瓦葺、延長一〇メートル	平成二十年文部省告示第二十五号	大阪府羽曳野市郡戸四七〇他
畑田家住宅南築地塀	土塀、瓦葺、延長一〇メートル、門付	平成二十年文部省告示第二十五号	大阪府羽曳野市郡戸四七〇他
畑田家住宅西築地塀	土塀、瓦葺、延長二九メートル	平成二十年文部省告示第二十五号	大阪府羽曳野市郡戸四七〇他
畑田家住宅仕切塀	土塀、瓦葺、延長九・四メートル、潜り付	平成二十年文部省告示第二十五号	大阪府羽曳野市郡戸四七〇他